虐　待　防　止　の　た　め　の　指　針

令和６年３月１日　制定
近江八幡市社会福祉協議会

社会福祉法人近江八幡市社会福祉協議会（以下「社協」という。）は、介護保険事業において、居宅介護支援事業所、デイサービスセンターひまわり、ヘルパーステーションあづちを、障害者総合支援事業において、相談支援事業所・ガイドヘルプひまわり、居宅介護事業所を、事業（以下「各種の事業」という。）として展開しています。

各種の事業は、法令の趣旨に則り社協が運営するものとして、虐待防止とその適切な対応を推進し、利用者の健康と安全を持続的に保護するために、本指針を定める。

１．虐待防止に関する基本的な考え方

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」及び「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」等に基づき、社協が運営する各種の事業において虐待防止とその適切な対応を推進し、利用者の安全 と人権を擁護することを目的とします。

２．虐待防止・身体拘束等の適正化委員会その他法人内の組織に関する事項

（１）社協内に各種の事業の管理者等で構成する「社会福祉法人近江八幡市社会福祉協議会虐待防止委員会」を設置します。

（２）「社会福祉法人近江八幡市社会福祉協議会虐待防止・身体拘束等の適正化委員会」の設置に関する要項は別に定めます。

３．虐待防止のための職員研修に関する基本方針

（１）各種の事業の職員を対象とした虐待防止に関する研修は、各種の事業において年１回以上実施するとともに、各種の事業の職員を新規に採用したときにおいても実施します。

（２）研修の実施内容は毎回記録します。

４．虐待等を把握したときの対応方法に関する基本方針

（１）各種の事業において虐待等を把握したときには、速やかに近江八幡市等に報告します。

（２）緊急性の高い事案の場合には、近江八幡市や警察等の協力を仰ぎ、被虐

待者の人権と生命の保全を優先します。

５．把握した虐待等の報告方法等に関する事項

（１）各種の事業の職員は、利用者等への虐待等を把握したときは、所属する各種の事業の管理者に速やかに報告します。

（２）報告を受けた各種の事業の管理者は、速やかに近江八幡市等に報告するとともに、近江八幡市等と連携して事実確認を行います。

（３）当法人内で発生した虐待等であった場合には、社協虐待防止委員会において当該事案について 検証し、原因の除去と再発防止策を講じ、社協の職員に周知・徹底します。

（４）必要に応じて、関係機関等に説明、報告を行います。

６．成年後見制度等の利用支援に関する事項

利用者またはその家族に対して、必要に応じて成年後見制度等の利用の支援を行います。

７．虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

社協の苦情解決体制及び各指定事業所の苦情解決体制に基づき解決を図ります。

８．利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

利用者等はいつでも本指針を各種の事業で閲覧することができます。また、各種の事業の事務所に本指針を掲示するとともに、いつでも自由に閲覧することができるよう社協ホームページにも掲載します。

９．その他、虐待防止の推進のために必要な事項

上記の３．に定める研修のほか、近江八幡市等が実施する虐待防止に関する研修に参加し、利用者の安全と人権を擁護できるよう研鑽を図ります